

近代以降の日本社会における  
優生思想のありようを問う資料集！

〔編集復刻版〕

# 優生保護法

## 関係資料集成

全6巻

松原洋子 編・解説

優生保護法が実際にどのような人びとにどのように運用されたのか  
その実態を明らかにし、優生政策の問題を浮かび上がらせる、  
政府資料、各自治体資料約300点を編集復刻！

- 揃定価 ——— 150,000円＋税
- 配本 ——— 全2回配本
- 推薦 ——— 岡田靖雄 藤野豊 市野川容孝

六花出版

本資料集成は一九四八年〜一九九六年の約五〇年にわたる「優生保護法」の「一生」をたどる資料集である。優生思想、性と生殖の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）、女性および障害者の人権、生命倫理と医療など多くの争点を含む同法を俯瞰する。

敗戦によって大日本帝国は崩壊した。極度の貧困と混乱の状況にあった日本において、人口の爆発的増加を背景に、「産めよ殖やせよ」に寄与した戦前の国民優生法は廃止され、「優生保護法」が成立する。一九四八年のことである。優生保護法は、確かに条件付きとはいえ女性の人工妊娠中絶を可能にする法律として機能し続けた。しかし同時に、優生保護法では戦前からの優生思想が強化され、障害がある人あるいは子どもを育てる能力がないと見なされた人に対しての不妊手術を強制する根拠となった。一九九六年に「優生」にかかわる条項はようやく削除され、母体保護法となった。しかし墮胎罪はそのまま存続し、女性が産むか産まないかを決定する権利は現在も保障されていない。そして強制不妊手術によって人生を大きく狂わされた人たちの人権も、ごく最近になるまで不問に付されてきた。

本資料集成は、一九四八年から一九九六年まで、多くの問題をほらみながら存続した優生保護法が、日本社会にとって、そこに生きる人にとって、いかなる存在であったのかを検証するために編まれた。付録として二〇一九年の違憲判決資料を収録する。

主に公文書や国/地方自治体が関与した資料から、優生保護法の本質のひとつである障害者、ハンセン病患者、子どもを育てる能力がないと断定されたひとたちへの強制的な不妊手術および人工妊娠中絶に関する資料を集め、復刻する。

(編者)

関連年表

年	事項
1869	明治政府、墮胎禁止令発布
1907	墮胎罪制定。2019年現在も存続
1907	癩予防二関スル件(法律第11号)。1931年に癩予防法、1953年にらい予防法に改定
1922	マーガレット・サンガー来日。各地で産児調節運動盛んになる
1930	有害避妊器具取締規則
1932	墮胎法改正期成連盟発足
1933	ドイツ断種法
1937	母子保護法制定。産児調節運動への弾圧厳しくなる
1938	厚生省設置
1940	国民優生法成立。「健全なる素質」ある者の人工妊娠中絶・避妊・不妊手術を禁止「悪質なる遺伝性疾患の素質」ある者への不妊手術を認める。ハンセン病は遺伝ではないので同法は根拠とならなかつたが、事実上、ハンセン病患者養育所内での不妊手術は結核するための条件であった
1941	人口政策確立要綱
1945	敗戦
1948	優生保護法成立。「不良な子孫の出生の防止」と母性の生命健康の保護が目的。刑法墮胎罪の例外規定として条件付きで人工妊娠中絶を合法化。遺伝性疾患を理由とした中絶と不妊手術を許可、かつ強制不妊手術を認める。ハンセン病は遺伝性疾患ではないにもかかわらずこの時はじめて中絶や不妊手術が法的に許された
1949	優生保護法改正。中絶要件に経済的理由が入る
1951	閣議で避妊の普及を決定
1952	優生保護法改正。遺伝性でない精神病・知的障害も強制不妊手術の対象となる。また審査会の審査なく、指定医師の判断で中絶が可能になる
1967	日本家族計画連盟創立
1967	優生保護法改廃期成同盟(カトリック教会と生長の家発足)
1968	優生保護法議員懇談会結成
1972	優生保護法の中絶要件から経済的事由を削除し、胎児条項(胎児に障害がある場合に中絶を許可)を加える改定案が国会に提出される
1973	優生保護法改定案、再度提出。継続審議へ
1974	胎児条項を削除した修正案で再度提出。衆院通過。参院で審議未了、廃案
1982	生長の家政治連盟国会議員連盟総会、優生保護法改定の提起。決議
1982	前年に続きマザー・テレサ来日。中絶容認に遺憾の意
1982	優生保護法の中絶要件から経済的事由を削除する改定案が国会に提出される
1986	82優生保護法改悪阻止連絡会(阻止連)設立
1986	DPI女性障害者ネットワーク発足
1994	カイロ国際人口開発会議のNGOフォーラムで女性障害者が優生保護法と女性障害者への子宮摘出の問題をアピール
1996	らい予防法廃止
1996	優生保護法改訂、「不良な子孫の出生防止」に関わる条文および遺伝性疾患・精神病を理由とした不妊手術、中絶を認める条項を削除。名称も母体保護法へ
1997	強制不妊手術に対する謝罪を求める会。結成
2016	相模原障害者施設殺傷事件
2018	仙台の被害者、地裁に国家賠償訴訟を提起
2019	仙台地裁、優生保護法を根拠とした不妊手術を強制されたふたりの被害者に対し、優生保護法は違憲という判決

年保存 圖書部  
昭和二十二年十一月二十四日作成 十一月二十五日施行  
昭和二十四年十一月十九日提案 主任 渡辺 主 第一  
副知事 衛生部長(主) 藤田 次  
知事 衛生部長(主) 藤田 次  
優生保護法第廿一條の優生手術について  
優生保護法第廿一條に規定する優生手術の術式については全法施行規則第廿一條に規定してあります。この規定は、以下の術式である放射線照射について京都大学医学部

部による術研究のためこれを許可する旨の旨向合せがあり、その旨を通知し、一厚生省に伺つて伺うし、いかに  
記  
四衛予發第 号  
年 月 日  
知事 藤田 次

優生保護法第廿一條に規定する優生手術の術式については全法施行規則第廿一條に規定してあります。この規定は、以下の術式である放射線照射について京都大学医学部

部による術研究のためこれを許可する旨の旨向合せがあり、その旨を通知し、一厚生省に伺つて伺うし、いかに  
記  
四衛予發第 号  
年 月 日  
知事 藤田 次

# 優生問題研究の 第一人者による編集

岡田靖雄 ●青柿舎(精神科医療史資料室)主人

**わ** たしは都立松沢病院(精神科)で一九六二〜六三年とうけもった女病棟の患者一人の優生手術を申請し、手術助手をつとめた。法律では申請は医者(の義務とされており、また日常業務の一つであった。問題の優生保護法はどんな法律で、その施行実態はどんなものだったか。この資料集成は、国民優生法から優生保護法までを四〇年間一貫して研究してきた松原洋子さんの編集によるものである。自分のかかわってきたものの本態がどういうものだったか。今回はじめてしることができると、期待はおおき。

だが、ここであきらかにされるのは法律施行の核心部分だけである。じつは、優生保護法の問題点を指摘したのは、わたしが編集した『精神医療 精神病はなおせる』(一九六四年、勁草書房)が最初である。前身の国民優生法に対しては、少数ながら精神科医からはげしい反対意見がでた。優生保護法は一九四八年に反対意見なく国会で可決された。精神科医の反対意見もなかった。

どうしてこうなったのか。精神科医療史を探究している者として、それよりもその施行に実際にかかわった者として、この謎をとく責務を感じている。精神障害者棄民視が根底にあったようである。

いずれにせよ、この資料集成はわたしの探究にとっても重要な基盤となるものである。(おかだ・やすお)

# 何がなされてきたのか 検証に不可欠の資料集

市野川容孝 ●東京大学教授(医療社会学)

**子** どもをもつか、もたないか。もつとして、いつ、また何人か。そういうことを、子どもを産む女性たち一人ひとりが主体となつて決めてゆくリプロダクティヴ・ライツ(性と生殖に関する権利)が、長らく、その権利の暴力的剥奪(すなわち強制的な不妊手術)と表裏一体でしか認められてこなかったところに、敗戦後の日本の特徴がある。そうした両義的状况をつくり出したのが、優生保護法にほかならない。

一九九六年六月にこの法律が廃され、現在の母体保護法に改定されたとき、私はある論考で、この撤廃は正義の観点からなされるべきである、正義に反するものとして撤廃するとは、今日の観点から不正である過去の強制的な不妊手術等に対して、正義を修復する措置、すなわち損害賠償や保障を可能にしてゆくことだ、と述べ、微力ながら、その実現のために活動もしてきた(優生手術に対する謝罪を求める会)。

それから二〇年以上経って、やっと旧優生保護法一時金支給法が制定され(二〇一九年四月)、補償が始まったが、もう一つ、優生保護法にもとづいて、いったい、どのようなことがなされてきたかに関する検証も、正義の修復の一つとしてなされなければならぬだろう。本資料集成は、その作業に不可欠なものである。(いちのかわ・やすたか)



# 優生保護法の本質を 明らかにするために

藤野豊 ●敬和学園大学教授

**差** 別思想である優生思想に基づいた優生保護法が戦後の日本国憲法の下でも成立し、一九九六年まで維持されたという事実は驚くべきことである。

国もメディアも、そして国民の多くも、この法律が特定の障害者や病者のみならず「不良」で手術が必要とみなされた人びとの人権を侵す法律であることに気がつかないか、気がついても「公益」のためならやむを得ないと法を容認してきた。こうした状態がようやく打破されたのは二〇一八年になってからである。優生保護法により強制不妊手術を受けた宮城県的女性が国家賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こしたからである。しかし、二〇一九年五月、仙台地裁は、優生保護法は幸福追求権を保障した憲法第一二三条に違反していたと認めつつも、国会の立法不作為の責任を認めず、原告への賠償も否定する判決を下した。優生保護法は憲法違反であるが、国はその法により実施した不妊手術に対し、謝罪も賠償もする必要がないという矛盾に満ちた判決であった。

そうであるならば、優生保護法が犯した過ちをわたくしたちが検証しなければならぬ。そうしたときにこの資料集成が刊行される。編者は、優生思想の研究の第一人者である松原洋子先生である。わたくしたちは、優生保護法がどのように運用され、また自治体が推進する優生的な運動にどのように影響を与え、現場で何が起きてきたのかを具体的に明らかにする、この資料集成を共有し、不当判決と闘っていくのみである。(ふじの・ゆたか)

兵庫県衛生部 不幸な子どもの生まれない対策室『あなたのために』  
1967年頃より



第1巻 1948年～1954年

優生保護法による優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付に関する件●厚生省保険局長●一九四八・一〇

京都府優生保護委員会並びに地区優生保護委員会設置について●知事●一九四八・一一

優生保護法第十二条に規定する任意の人工妊娠中絶の実施に関する件●〔京都府〕課長●一九四八・一二

指定医師の標識に関する通牒●〔京都府〕課長●一九四九・一

優生手術についての意見書提出について●奈良県優生保護審査会●一九四九・一

優生保護法施行に関する件〔厚生省発衛第三〇号〕●厚生次官●一九四九・一

優生保護法施行令及び同法施行規則公布について●〔京都府〕課長●一九四九・一

産児制限の件●〔京都府〕一九四九・二

生活困窮者の優生手術又は人工妊娠中絶手術に要する費用等に関する件写送付について●〔京都府〕課長●一九四九・二

官報掲載の優生保護法施行規則中の誤植について●〔京都府〕課長●一九四九・二

送付通牒文中の誤字訂正について●〔京都府〕課長●一九四九・二

優生保護法第十二条並に第十三条に規定する人工妊娠中絶実施報告について●〔京都府〕課長●一九四九・二

地区優生保護委員会の幹事及び書記について●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九四九・二

優生保護法に規定する地区優生保護委員会業務月別報告様式制定について●〔京都府〕一九四九・二

優生保護法第十三条の人工妊娠中絶の審査の申請について●〔京都府〕課長●一九四九・二

地区優生保護委員会業務月報々告について●〔京都府〕部長●一九四九・二

優生保護法の運営について〔四衛第二五九号〕●〔京都府〕部長●一九四九・三

優生保護法施行規則第七条第三項の戸籍謄本の添付について●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九四九・四

優生保護法第十三条第一項第二号の解釈について〔衛庶発一六号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九四九・四

優生保護法運営に関する件●〔京都府〕課長●一九四九・四

優生保護法施行規則の一部改正について●厚生次官●一九四九・五

優生保護法第十二条の任意の人工妊娠中絶の届出について●〔京都府〕課長●一九四九・六

優生保護法第十四条の規定による地区優生保護委員会の人工妊娠中絶の審査状況に関する報告について●〔京都府〕課長●一九四九・六

優生保護委員会々名変更について〔第四六六四号〕●〔京都府〕部長●一九四九・六

〔名称変更〕●厚生大臣●一九四九・六

優生保護法の一部を改正する法律及び優生保護法施行規則の一部を改正する省令の公布に関する件●厚生省●一九四九・六

優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件●厚生次官●一九四九・六

優生保護法並びに同法施行規則一部改正について〔四衛第五二六号〕●〔京都府〕部長●一九四九・七

京都府優生保護委員会及京都府地区優生保護委員会之会名変更並に京都府地区優生委員会規程一部改正に関する件について●課長●一九四九・七

地区優生保護審査会の審査状況並びに諸報告に関する件について●〔京都府〕課長●一九四九・七

優生保護法第二十五条の規定による届出月報に関する件〔衛庶第一九二号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九四九・八

優生保護法第十四条に基く適否決定通知並其の他の取扱について●〔京都府〕課長●一九四九・八

優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件〔二四母衛第五六〇〇号〕●神奈川県衛生部長●一九四九・八

優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件〔四衛第七二七四号〕●〔京都府〕部長●一九四九・八

強制優生手術実施の手段について〔法務府法意一発第62号〕●〔法制第一局長〕●一九四九・一〇

優生保護法第十条の規定による強制優生手術の実施について〔衛発第一〇七七号〕●厚生省公衆衛生局長●一九四九・一〇

優生保護法第十三条第一項第二号の経済的理由により母体の健康を著しく害する虞があるものについて人工妊娠中絶を行ふ場合の認定手続について●〔京都府〕部長●一九四九・一〇

優生結婚相談所類似機関の取扱について●〔京都府〕部長●一九四九・一〇

優生保護法第二条の優生手術について〔四衛第二五七号〕●〔京都府〕知事●一九四九・一一

優生保護法第十三条第二項に規定する医師の意見書の略式について●〔京都府〕部長●一九四九・一二

奈良県優生保護審査会内規程について●一九四九・一二

優生手術申請受理について●奈良県優生保護審査会●一九五〇

奈良県優生保護審査会開催の件●委員長●一九五〇・一

優生保護法の一部を改正する法律施行について中の妊娠の継続又は分娩の経費の認定について●〔京都府〕部長●一九五〇・一

奈良県優生保護審査会委員の任命内申について●奈良県優生保護審査会委員長●一九五〇・一

第三回奈良県優生保護審査会開催について●委員長●一九五〇・一

優生手術についての意見書提出について●奈良県優生保護審査会●一九五〇・一

□外四名に対する優生手術の審査について●奈良県優生保護審査会●一九五〇・一

優生保護法による任意の優生手術及び人工妊娠中絶術の保険給付について〔保〇発第五〇号〕●厚生省保険局医療課長●一九五〇・三

健康保険における任意の優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付について〔第五衛四三三六号〕●〔京都府〕部長●一九五〇・五

優生保護法第十三条第二項に規定する経済的理由に対する民生委員の意見書の様式について〔第五四六六号〕●〔京都府〕部長●一九五〇・八

優生保護法第四条の規定に基く優生手術適否審査申請書の經由依頼について●〔京都府〕部長●一九五〇・八

第三国人の優生保護法適用について 電信案●〔北海道〕公衆衛生局庶務課長●一九五〇・九

地区優生保護審査会の審査手続について〔衛発第73号〕●公衆衛生局長通知●一九五〇・一〇

優生保護法第十二条による指定医師の選定標準について●〔京都府〕部長●一九五〇・一〇

優生保護法施行規則の一部改正について●〔京都府〕部長●一九五〇・一一

優生保護法施行規則の一部改正について〔二五母乙第三二四号〕●神奈川県衛生部長●一九五〇・一二

精神薄弱児に対する強制優生手術について●〔北海道〕民生部長●衛生部長●一九五一・七

人工妊娠中絶術に係る保険診療の取扱について〔給収第八六三号〕●京都府民生部保険課長●一九五一・一〇

北海道精神衛生白書●北海道●一九五一・二一

地区優生保護審査委員会委嘱承諾方について〔第二五号〕●北海道知事●一九五一・二一

優生保護法届出月報について〔抄〕●〔千葉県〕衛生部長●一九五二・二

〔人工妊娠中絶実施報告書について〕●市川保健所長●一九五二・二

優生保護法による届出月報について〔抄〕●〔千葉県〕衛生部長●一九五二・三

優生保護法の一部改正について〔衛庶第三四号〕●厚生省公衆衛生局実務課長●一九五二・三

優生保護法施行の一部改正について〔七七保健第四二二号〕●神奈川県衛生部長●一九五二・五

〔優生保護法第十二条による人工妊娠中絶実施報告書〕●一九五二・五

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔衛発第600号〕●公衆衛生局長●一九五二・七

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について〔衛発第六〇〇号〕●厚生省公衆衛生局長●一九五二・七

優生保護法関係法令通牒●〔神奈川県〕●一九五二・七

優生保護法の一部を改正する法律の施行について●厚生事務次官●一九五二・七

優生保護法第二十五条届出及び統計の実施について〔衛発第六六五号〕●厚生省公衆衛生局長／厚生省大臣官房統計調査部長●一九五二・七

改正優生保護関係例規集●北海道衛生部保健指導課●一九五二・七

優生保護法施行規則を改正する省令〔厚生省令第三十二号〕●厚生大臣●一九五二・八

優生保護法第二十五条の届出について〔第七九二号〕●〔京都府〕部長●一九五二・八

避妊用器具薬品等の見本送付について〔衛庶第二八号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九五二・八

地方公共団体手数料令の改正について●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九五二・八

優生手術にかかる遺伝調査要領について〔七七保指第二〇九号〕●〔北海道〕保健指導課長●一九五二・九

昭和二十六年年度優生手術委託費及び都道府県優生保護審査会補助金の精算について●〔兵庫県〕知事●一九五二・九

受胎調整実地指導員の調節用器具並びに薬品の斡旋取次方について〔第八五七号〕●〔京都府〕知事●一九五二・九

受胎調節実地指導員の指定等について●神奈川県衛生部長●一九五二・一一

京都府地方優生審査会規定廃止について●知事●一九五二・一一

優生保護法第二十五条の届出及び統計の実施について〔第一〇六八号〕●〔京都府〕部長●一九五二・一一

人工妊娠中絶諸費補助規程の一部改正について〔七七保健第二六五七号〕●神奈川県衛生部長／神奈川県民生部長●一九五二・一二

地方公共団体手数料規則の一部を改正する総理府令〔内閣総理大臣令●九五二二二〕

優生保護法施行細則案廃案について●京都府知事●一九五三・一

都道府県衛生部長会議資料●一九五三・二

優生保護関係法例規集●北海道衛生部保健指導課●一九五三・三

生活保護法と優生保護法との関係について〔社乙発第38号〕●社会局長・公衆衛生局長●一九五三・三

優生保護法施行規則第九条第一号による添付書類について〔二八保健第九八号〕●神奈川県衛生部長●一九五三・三

優生保護法の施行について〔二八保健第九八〇号〕●神奈川県衛生部長●一九五三・七

〔自由党人口対策特別委員会〕中間報告●一九五三・七

優生保護相談所設置に関する書類●北海道江別保健所●一九五三・一一

優生保護法等の一部改正について〔二八保健第一九六七号〕●神奈川県衛生部長●一九五三・一二

優生保護相談所一覽の送付について●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九五四・一

優生手術及び人工妊娠中絶に関する報告について〔総発二〇四号〕●厚生省大臣官房統計調査部長／厚生省公衆衛生局長●一九五四・二

人工妊娠中絶諸費補助規程の改正について〔二九保健第三三七号〕●神奈川県衛生部長●一九五四・四

優生保護法の取扱疑義について●〔北海道〕衛生部長●一九五四・四

優生手術遺伝調査について〔二九保指第四六八号〕●北海道衛生部長●一九五四・四

優生保護法の質疑照会について〔29公第4628号〕●福岡県衛生部長●一九五四・五

精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について〔発公衛第47号〕●鳥取県衛生部長●一九五四・六

助産師等受胎調節実地指導員が行う受胎調節指導に伴う避妊薬の取扱方について●厚生省公衆衛生局庶務課優生保護係●一九五四・六

優生手術及び人工妊娠中絶半年報について〔九衛総第四六四九号〕●京都府衛生部長●一九五四・七

優生保護法の疑義について〔回答〕〔衛庶第48号〕●厚生省公衆衛生局庶務課長●一九五四・七

人工妊娠中絶危殆防止補助規程の実施について〔二九保健第一〇二五号〕●神奈川県衛生部長●一九五四・八

〔精神衛生吏員の証〕交付について〔二九旭〕〔第八四号〕●北海道旭川保健所長●一九五四・八

審査を要件とする優生手術の実施状況並びに実施計画調査について〔十衛第六〇号〕●〔京都府〕部長●一九五四・一二

第2巻 1955年～1958年

優生保護（抜粋）●京都府衛生部予防課●一九五五・一

精神障害者等に対する優生手術の実施方について〔第四五二号〕●〔京都府〕部長●一九五五・一

審査を要件とする優生手術の実施の推進について●〔千葉県〕衛生部●一九五五・一

優生保護法第二十三条に関する疑義について〔第五八二号〕●〔京都府〕衛生部長●一九五五・一

精神薄弱者等に対する優生手術の実施方について〔十衛第一六八八号〕●〔京都府〕衛生部長●一九五五・三

精神障害者等に対する優生手術の申請について〔十衛第二二九号〕●〔京都府〕衛生部長●一九五五・三

優生保護相談所事業報告書について〔十衛第四一〇一〕●〔京都府〕部長●一九五五・五

昭和二十九年年度優生保護法施行状況の調査について〔十衛第五八二五号〕●〔京都府〕部長●一九五五・七

優生保護法の一部を改正する法律の施行について〔通知〕〔三〇保健第一二四九号〕●神奈川県衛生部長●一九五五・九

優生保護相談所名称の一部改正について〔十衛第八九三三号〕●〔京都府〕知事●一九五五・九

生活困窮者受胎調節普及事業の実施について〔三〇保健第一二五八号〕●神奈川県衛生部長●一九五五・一〇

優生手術（強制）千件突破を顧みて●北海道衛生部／北海道優生保護審査会●一九五五

優生保護法施行規則の一部改正について〔通知〕〔三三保健第三号〕●神奈川県衛生部長●一九五六・一

昭和三十年年度優生手術費交付金年間所要見込額調について〔回答〕〔二公第一〇一〕●〔京都府〕部長●一九五六・一





# 優生保護法

〔編集復刻版〕

## 関係資料集成

全6巻

● 体裁——A4判・上製・約2,000ページ

● 揃定価——150,000円＋税(全2回配本)

● 編・解説——松原洋子

● 推薦——岡田靖雄(青柿舎〈精神科医療史資料室〉主人)

藤野豊(敬和学園大学教授)

市野川容孝(東京大学教授)

### 第1回配本

2019年12月刊 本体75,000円＋税 ISBN978-4-86617-082-4

第1巻 1948年～1954年(巻頭に解説||松原洋子)

第2巻 1955年～1958年

第3巻 1959年～1967年

### 第2回配本

2020年5月刊 本体75,000円＋税 ISBN978-4-86617-086-2

第4巻 1967年～1968年

第5巻 1968年～1978年

第6巻 1979年～1996年＋付録〈国家賠償事件判決〉

2019年5月28日、仙台地方裁判所での判決の日の入廷行動写真  
(写真提供:「優生手術被害者とともに歩むみやぎの会」)



\*表示価格はすべて税別。



六花出版

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-28 電話 03-3293-8787 FAX 03-3293-8788 <http://rikka-press.jp>